

第二期 練馬区自殺対策計画の策定に向けて

【練馬区自殺対策計画の進捗管理（毎年度）】

- ・平成31年3月に自殺対策基本法に基づき、練馬区自殺対策計画を策定(計画期間：H31年度～R5年度)
- ・進捗管理等を行うため、練馬区自殺対策検討委員会()、練馬区自殺対策推進会議を毎年度1回ずつ開催
- 令和4年度は、検討委員会を8月4日に開催。推進会議は本日(10月19日)開催。

() 練馬区自殺対策検討委員会
自殺対策に関する部署の職員
を構成員とする、庁内会議

【第二期 練馬区自殺対策計画の策定（令和5年度）】

- ・令和5年度が計画の最終年度に当たるため、令和5年度中に第二期の計画策定が必要(計画期間：R6年度～R10年度)
- ・策定に当たり、検討委員会、推進会議を複数回開催し、計画内容を検討
- ・計画の素案に対してパブリックコメントを実施
- 具体的なスケジュール(案)は以下のとおり。

【計画策定のスケジュール（案）】

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区議会			← 二定 →			← 三定 →			← 四定 →		← 一定 →	
自殺対策検討委員会			【第一回自殺対策検討委員会】 ・都や国の動向 ・練馬区の自殺の現状と課題 ・計画の構成(案)等 ・計画策定のスケジュール		【第二回自殺対策検討委員会】 ・計画(たたき台)の検討			【第三回自殺対策検討委員会】 ・計画(素案)の検討		【第四回自殺対策検討委員会】 ・計画(素案)に対する意見募集の結果 ・計画(案)の検討		
自殺対策推進会議			【第一回自殺対策推進会議】 ・都や国の動向 ・練馬区の自殺の現状と課題 ・計画の構成(案)等 ・計画策定のスケジュール		【第二回自殺対策推進会議】 ・計画(たたき台)の検討						【第三回自殺対策推進会議】 ・計画(素案)に対する意見募集の結果 ・計画(案)の検討	

第二期 練馬区自殺対策計画の策定